

# 幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

## 個人町民税

### 住宅ローン控除

控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長などの対象者についても、適用年の各年において所得税額から控除しきれない額を、現行と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除します。

## 固定資産税

### 固定資産税（土地）の負担調整措置

宅地等および農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置、並びに商業地などに係る条例減額制度および税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続します。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置などにより税額が増加する土地については前年度の税額に据え置く特別な措置をとることとしました。

## 軽自動車税

### 環境性能割の税率区分の見直し

軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置となります。

令和元・2年度	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	非課税	⇒	令和3・4年度	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税
	LPG車	2020年度基準 +20%達成			クリーンディーゼル車	2030年度基準 +85%達成
	ハイブリッド車	2020年度基準 +10%達成		ハイブリッド車	2030年度基準 +75%達成	
	ガソリン車	2020年度基準 達成		ガソリン車	2030年度基準 +60%達成	1%
	上記以外			上記以外 又は2020年度基準未達成車		2%

### 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9カ月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。

### グリーン化特例（軽課）の見直し

重点化などを行った上で2年間延長します。

軽課期間：H31.4.1～R3.3.31		⇒	軽課期間：R3.4.1～R5.3.31	
区分	軽減率		区分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	75%軽減	}	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	75%軽減
2020年度基準+30%達成	50%軽減			
2020年度基準+10%達成	25%軽減			

グリーン化特例(軽課)の対象外とすることについて、令和元年度税制改正ですでに法制化しています。